- 第3章 障害のある人に対する差別をなくすため の施策
- 第1節 障害のある人の相談に関する調整委員会 (第20条 第28条)

第20条(委員会の設置)

(委員会の設置)

第20条 障害のある人に対する差別をなくすための施策を推進し、障害のある人に対する差別に該当する事案(以下「対象事案」という。)を解決するため、障害のある人の相談に関する調整委員会(以下「委員会」という。)を置く。

【解説等】

この条は、障害のある人の相談に関する調整委員会の設置について定めた ものです。

「対象事案」とは、第2章(障害のある人に対する差別の禁止)に規定している、10分野における差別に該当する事案だけではなく、障害のある人に対する差別に該当する事案であれば、全てが対象となります。

この委員会は、地方自治法第138条の4第3項(20-1)の規定に基づき、 知事の附属機関として設置されます。

20-1 地方自治法(昭和22年法律第67号)〔抄〕

第138条の4 〔略〕

- 2 〔略〕
- 3 普通地方公共団体は、法律又は条例の定めるところにより、執行機関の附属機関として自治紛争処理委員、審査会、審議会、調査会その他の調停、審査、諮問又は調査のための機関を置くことができる。ただし、政令で定める執行機関については、この限りでない。

障害を理由とする差別に関する相談に関しては、障害者差別解消法では、 国と地方公共団体の関係機関で組織する「障害者差別解消支援地域協議会」 を設けることができるとなっています(20-2)。 20-2 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成25年法律第65号) [抄]

(障害者差別解消支援地域協議会)

- 第17条 国及び地方公共団体の機関であって、医療、介護、教育その他の障害者の自立と社会参加に関連する分野の事務に従事するもの(以下この項及び次条第2項において「関係機関」という。)は、当該地方公共団体の区域において関係機関が行う障害を理由とする差別に関する相談及び当該相談に係る事例を踏まえた障害を理由とする差別を解消するための取組を効果的かつ円滑に行うため、関係機関により構成される障害者差別解消支援地域協議会(以下「協議会」という。)を組織することができる。
- 2 前項の規定により協議会を組織する国及び地方公共団体の機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。
 - (1) 特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第2条第2項に規定する特定非営利活動法人その他の団体
 - (2) 学識経験者
 - (3) その他当該国及び地方公共団体の機関が必要と認める者

(協議会の事務等)

- 第18条 協議会は、前条第1項の目的を達するため、必要な情報を交換するとともに、 障害者からの相談及び当該相談に係る事例を踏まえた障害を理由とする差別を解消す るための取組に関する協議を行うものとする。
- 2 関係機関及び前条第2項の構成員(次項において「構成機関等」という。)は、前項の協議の結果に基づき、当該相談に係る事例を踏まえた障害を理由とする差別を解消するための取組を行うものとする。
- 3 協議会は、第1項に規定する情報の交換及び協議を行うため必要があると認めるとき、又は構成機関等が行う相談及び当該相談に係る事例を踏まえた障害を理由とする差別を解消するための取組に関し他の構成機関等から要請があった場合において必要があると認めるときは、構成機関等に対し、相談を行った障害者及び差別に係る事案に関する情報の提供、意見の表明その他の必要な協力を求めることができる。
- 4 協議会の庶務は、協議会を構成する地方公共団体において処理する。
- 5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、 その旨を公表しなければならない。

(秘密保持義務)

第19条 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由 なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(協議会の定める事項)

第20条 前3条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第21条(所掌事務)

(所掌事務)

第21条 委員会は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 対象事案について、助言又はあっせんを行うこと。
- (2) 次節に規定する相談体制に関する重要事項を調査審議すること。
- (3) 第30条第2項及び第31条第2項の規定により、知事に意見を述べること。

【解説等】

この条は、障害のある人の相談に関する調整委員会の所掌事務について定めたものです。

第1号では、障害のある人に対する差別に該当する事案について、障害の ある人等の求めに応じ、助言又はあっせんを行うことを規定しています。

この条例において、「助言」とは、対象事案の内容を精査した上で、関係者の一方に対して、公正中立な立場から行う解決案の提示のことをいい、「あっせん」とは、対象事案の内容を精査した上で、関係者の双方に対して、公正中立な立場から行う解決案の提示のことをいいます。

なお、この委員会は、個別の対象事案の解決を主な目的としているため、 障害及び障害のある人に対する理解を深め差別をなくすための施策に関連す る障害者施策の取りまとめ等については、障害のある人もない人も共に生き る平和な長崎県づくり推進会議(第5章)の所掌としています。

第2号では、障害のある人に対する差別に関する相談体制に関する重要事項についての調査審議を行うことを規定しています。

具体的には、広域専門相談員の地域相談員の連携体制、関係行政機関への 通告、通報その他の通知体制等の改善ための調査審議を行うこととなります。

第3号では、地域相談員の委託(第30条第2項)及び広域専門相談員の委嘱(第31条第2項)について、対象者の適格性を検討し、知事に意見を述べることを規定しています。

第22条(委員会の組織)

(委員会の組織)

第22条 委員会は、委員20名以内をもって組織する。

【解説等】

この条は、障害のある人の相談に関する調整委員会の組織について定めた ものです。

第23条(委員会の委員の任命等)

(委員会の委員の任命等)

第23条 委員会の委員は、知事が任命する。

- 2 委員会の委員は、次に掲げる者で構成する。
 - (1) 医療、保健、福祉、教育及び雇用に関する業務を行う関係機関及び民間団体を代表する者
 - (2) 障害のある人又はその家族その他の関係者が組織する団体を代表する者
 - (3) 学識経験者
 - (4) その他知事が必要と認める者
- 3 委員会の委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、 前任者の残任期間とする。
- 4 委員会の委員は、再任されることができる。
- 5 知事は、委員会の委員が心身の故障のため職務の執行ができないと認める場合又は委員会の委員に職務上の義務違反その他委員会の委員たるに適しない非行があると認める場合においては、これを罷免することができる。

【解説等】

この条は、障害のある人の相談に関する調整委員会の委員の任命等について定めたものです。

委員会の委員は、特別職の地方公務員であって、地方公務員法第3条第3 項第2号に規定する職(23-1)に該当するものです。

- 23-1 地方公務員法(昭和25年法律第261号)〔抄〕
- (一般職に属する地方公務員及び特別職に属する地方公務員)
- 第3条 地方公務員(地方公共団体及び特定地方独立行政法人(地方独立行政法人法 (平成15年法律第118号)第2条第2項に規定する特定地方独立行政法人をいう。以 下同じ。)のすべての公務員をいう。以下同じ。)の職は、一般職と特別職とに分け る。
- 2 [略]
- 3 特別職は、次に掲げる職とする。
 - (1)・(1)の2 〔略〕
 - (2) 法令又は条例、地方公共団体の規則若しくは地方公共団体の機関の定める規程により設けられた委員及び委員会(審議会その他これに準ずるものを含む。)の構成員の職で臨時又は非常勤のもの
 - (2)の2~(6) 〔略〕

第24条(委員長及び副委員長)

(委員長及び副委員長)

- 第24条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員会の委員の互選によってこれを定める。
- 2 委員長は、委員会の会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務 を代理する。

【解説等】

この条は、障害のある人の相談に関する調整委員会の委員の委員長及び副 委員長について定めたものです。

委員会の自主性に委ねるという趣旨から、知事による任命ではなく、委員 の互選としています。

なお、このような会議体の長の選任については、互選によるのが通例です。

第25条(会議)

(会議)

第25条 委員会は、委員長が招集する。

- 2 委員会は、委員長及び過半数の委員の出席がなければ、会議を開き、 議決をすることができない。
- 3 委員会の議事は、出席者の過半数でこれを決し、可否同数のときは、 委員長の決するところによる。
- 4 委員長に事故がある場合の第2項の規定の適用については、副委員長 は、委員長とみなす。
- 5 委員会の委員は、自己、配偶者若しくは三親等内の親族の一身上に関する事案又は自己若しくはこれらの者の従事する業務に直接の利害関係のある事案については、その議事に参与することができない。ただし、委員会の同意があるときは、会議に出席し、発言することができる。

【解説等】

この条は、障害のある人の相談に関する調整委員会の会議について定めた ものです。

第4項でみなし規定を設けているのは、委員長が事故で会議に出席できない場合は、第24条第3項の規定に基づいて副委員長が委員長の職務を代行することとなるため、会議を開き議決をするための要件となっている「委員長及び過半数の委員の出席」については、「副委員長の出席と過半数の委員の出席」と読み替えて適用することとするためです。

委員会は、助言・あっせんの手続等その所掌事務に関して公平・中立の立場を採る必要があるため、委員会において、自己又は配偶者、三親等内の親族の一身上に関する事案等が対象とされる場合には、当該委員の採決への参加だけでなく、出席及び発言も原則として認めないこととしています。

ただし、委員会の同意があれば、出席し発言することは可能です(採決には参加できません。)。

第26条(守秘義務)

(守秘義務)

第26条 委員会の委員は、この条例に基づき職務上知ることのできた秘密 を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

【解説等】

この条は、障害のある人の相談に関する調整委員会の委員の守秘義務について定めたものです。

委員は、個別の対象事案を審議する中で、個人のプライバシー情報に深く 関与する場合もあります。

委員が職務上知ることのできた秘密を守ることは、安心して助言・あっせんを求めることができる体制を確保し、関係者との信頼関係を構築する上で必要不可欠なものです。

しかしながら、委員は特別職の公務員となるため、一般職の公務員とは異なり、地方公務員法(26-1)上の守秘義務が課されていません。よって、委員に対し、この条例において守秘義務を課すとともに、その違反に係る罰則(第51条)を設けることとしています。

26-1 地方公務員法(昭和25年法律第261号)〔抄〕

(この法律の適用を受ける地方公務員)

- 第4条 この法律の規定は、一般職に属するすべての地方公務員(以下「職員」という。)に適用する。
- 2 この法律の規定は、法律に特別の定がある場合を除く外、特別職に属する地方公務員には適用しない。

(秘密を守る義務)

第34条 職員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

2 · 3 〔略〕

委員の職を退いた後も守秘義務を課しているのは、職務上知ることのできた秘密を漏らすことについて、委員在任中と退任後の期間とでその秘密の差が生じるものではないため、相談者に安心感を与える上でも、その職を退いた後も守秘義務を課すこととしています。

「職務上知ることのできた」内容には、職務を遂行する上で、自ら積極的

に収集した情報のみならず、偶然知ることのできた個人のプライバシー等に 関する情報をも含みます。

「秘密」とは、通常であれば他人が知ることのできない情報であって、その内容が一般に知られることにより、一定の利益侵害となることが客観的に 認められるものをいいます。

第27条(小委員会)

(小委員会)

第27条 委員会は、委員会における付議事項中特定の事項について事実の 調査をし、又は細目にわたる審議を行うため、小委員会を設けること ができる。

【解説等】

この条は、障害のある人の相談に関する調整委員会の小委員会について定めたものです。

委員会に付議された事項によっては、委員会全体で取り組むよりも、まず 少人数の委員で構成されるワーキング・チームとしての小委員会で取り組む 方が機動的な活動が期待できます。この場合、小委員会において論点整理等 一定の議論を進めた上で、委員会に報告し、委員会として議論を進めていく ことになります。

第28条(庶務)

(庶務)

第28条 委員会の庶務は、福祉保健部障害福祉課において処理する。

【解説等】

この条は、障害のある人の相談に関する調整委員会の庶務について定めた ものです。

福祉保健部障害福祉課が委員会の庶務を担当することになりますが、この 庶務のみならず、条例の所管についても担当するものです。